

相生市フェイスブック運用ガイドライン

平成 24 年 6 月 21 日策定

平成 24 年 7 月 1 日改定

相生市企画広報課

1 フェイスブックとは

フェイスブックとは、米国で生まれたソーシャルネットワーキングサービス(SNS)で、実名登録で利用するのが特徴である。

2 ガイドラインの目的

グローバルスタンダードな SNS であるフェイスブックを広報媒体として利用し、市政情報を広く伝えるため、その運用に関する具体的な手順やルールをこのガイドラインで定める。

3 適用範囲

このガイドラインは、本市公式フェイスブックを運用する全ての者に適用する。

4 フェイスブックページ

フェイスブックページは、本市公式のページを設置した当該課(室)がその管理を行う。

5 投稿

(1) 投稿者は、当該課(室)の職員のみとする。

(2) 投稿内容は、原則として当該課(室)の情報とする。

(3) 投稿に対するコメントに関し、「いいね!」、コメント、シェアの取扱いについては、当該課(室)において運用を決定する。

(4) 投稿内容と関係のないコメントや、好戦的・反社会的な内容、公序良俗に反した内容、著作権侵害など法律に抵触する内容のコメントが寄せられた場合には、投稿者に許可なく「非表示」または「削除」を行うものとする。

6 遵守事項

このガイドラインのほか、相生市ソーシャルメディア等の利用に関するガイドライン、フェイスブックの原則、フェイスブック規約、関連法令、関連条例を遵守すること。

7 停止または削除

フェイスブックの運用が困難と判断される場合には、市公式ホームページに明記した上で速やかにフェイスブックを停止、またはアカウントを削除するものとする。

8 その他

- (1) 投稿内容に関しては、投稿した職員の所属する課(室)がその責を追うものとする。
- (2) 遵守事項に違反する行為を行った場合、企画広報課長は対象職員に対して一定期間フェイスブックを運用することを禁止することができる。
- (3) このガイドラインに定めがない事項については、企画広報課が適切な判断を行うものとする。